

発注工事に係る前払金の使途拡大措置の恒久化について

平成 28 年度から、公共工事の前払金の使途を拡大する特例を措置したところですが、**令和 7 年度以降に岐阜市上下水道事業部が発注する工事において**、下記のとおり使途拡大措置を恒久化します。

記

1 使途拡大措置の内容

平成 28 年 4 月 1 日以降に新たに契約を締結した工事の前払金^{※1}の使途について、「現場管理費（労働者災害補償保険料を含む）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む）」を追加します。

ただし、平成 28 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに請負契約を締結した工事については、発注者と受注者との間で協議の上、**変更契約^{※2}**を行えば、上記の**使途拡大措置の適用**を受けることができます。

なお、追加されたこれらの費用に充てられるのは、**前払金額全体の 100 分の 25 まで**とします。

※1 前払金の上限は、これまでどおり請負代金の 10 分の 4 です。また、中間前払金は上記の使途拡大措置の対象外です。

※2 変更契約の手続きについては、工事担当課にご相談ください。

2 関係要綱等

- ・岐阜市上下水道事業部前金払取扱要綱
- ・建設工事請負契約約款 A